



商工会だより

令和2年 6月
隠岐國商工会 知夫支所
Tel 8-2166 Fax 8-2373

第13回通常総会 書面議決にて無事終了

第13回通常総会は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から書面議決といたしておりましたが、去る5月22日(金)、提出された書面議決書は賛成が多数であることが確認され、議案のすべてが承認されましたのでご報告いたします。

総会資料をご覧になりたい方は事務所に閲覧できますのでお越しください。

日計表を整理しておきましょう！

経営に機動力をもたせるためにも現状を把握しておくことは重要になってきます。今年に限っては新型コロナウイルスに関連した支援策が日々発表されており、利用できる補助金や給付金を逃すことになりかねません。早めに動きましょう！

3カ月以上滞っている機械化会員の皆様、提出をお待ちしております。

第25回キンニャモニャ祭り 開催中止のお知らせ

令和2年8月22日(土)に開催を予定しておりました今年のキンニャモニャ祭りは昨今の社会情勢を考慮して開催を中止といたします。第25回キンニャモニャ祭りは令和3年8月28日(土)の開催に向けて今後も準備をすすめてまいります。



所得税の源泉徴収手続のお知らせ

給料(青色専従者給与を含む)やアルバイト代を支払っている事業者の方は、上期(1月~6月)分の源泉徴収手続が必要になります。お手元に届いた書類とともに、1月から6月までの給与等の内容を**7月3日迄**に商工会までお知らせください。



休業や収入減少に備えませんか

誰もが未来を予測できない時代、感染症の拡大によってはご自身が働けなくなる可能性や事業が継続できない可能性もゼロではありません。商工会には事業主ご本人やご家族、従業員のケガや病気の補償するもの、ケガや病気で休業をやむなくされた場合の収入を補償するものなど、共済商品をそろえてあります。お気軽にご相談ください。

レジ袋有料化

2020年7月1日スタート

レジ袋削減にご協力下さい

環境問題解決の第一歩

商工会ではかねてから地球温暖化防止を狙ってエコシール事業を行ってまいりました。7月からのレジ袋の一斉有料化に伴いその役目を終える予定です。平成22年からの長きにわたりご協力をいただきました会員の皆様、知夫村、村民の皆様には大変感謝いたしております。未来の子どもたちに美しい地球を残していくために、今後もエコ意識を忘れず取り組んでいきたいものです。エコシールの今後の取り扱いに関しては取扱店頭に告知いたします。

ジョイメイトしまねが社員の皆様の福利厚生をサポートします！

●会費：一人月額1,000円(年間12,000円)
○ジョイメイトしまねに加入すると以下のようなサポートが受けられます。

ニュース掲載ツアー 1,000円~10,000円割引	永年勤続 5,000円~10,000円給付	健康診断6,000円補助	忘年会1,000円補助
朝引指定店5%以上割引	ツアー2,000円割引	隠岐汽船3,000円割引	お食事割引券 1,500円プレゼント
熟年夫婦旅行 10,000円補助	インフルエンザ予防接種 500円補助	祝い金・見舞金等給付	各種チケット購入補助

「2,000事業所・25,000人をサポート中」まずはお電話下さい！ ジョイメイトしまね ☎(0852)28-6555

商工会 上期会費納入のお願い

6月は商工会上期会費の集金月となります。JA 知夫支店または JF しまね知夫出張所より口座引き落としをさせていただきます。引き落とし日は**6月25日**ですので残高をご確認下さい。

編集後記：様々なイベントが中止になり残念ですが、人類は苦境に直面して進化してきた歴史があります。乗り切った先には新しい未来が！ きっとある！



レジ袋削減に
ご協力下さい
～レジ袋有料化のご協力のお願い～



海洋プラスチックごみ問題を含めた
環境問題が深刻さを増しています。



政府では環境問題解決に向けて
様々な施策を実施、検討しています。



“レジ袋削減”もその一環です。

できるだけ無駄なレジ袋を少なくし、
環境問題解決の一步になるよう、
皆様のご協力を賜りたく、
よろしくお願い申し上げます。

レジ袋有料化 2020年7月1日スタート



ただし、前倒しで有料化することを推奨しています。
売値については各事業者様のご判断にお任せします。



持続化給付金 に関するお知らせ

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を
下支えし、再起の糧としていただくため、

事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付額

中小法人等は**200万円**、個人事業者等は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上 × 12ヶ月)

給付対象の主な要件 ※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、
ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者。
2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続
する意思がある事業者。
3. 法人の場合は、
①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下
である事業者。

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

※詳細は、申請要領等をご確認下さい。

相談ダイヤル

※申請支援窓口の設置場所等については、
詳細が決まり次第公表します。

持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570

[IP電話専用回線] 03-6831-0613

受付時間 8:30~19:00 5月・6月(毎日) 7月から12月(土曜日を除く日から金曜日)



「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい